



みんなの力で大江戸線を清瀬市へ

No.1432 毎月1日・15日発行

令和7年 (2025年) 5月15日号

市ホームページ  
はこちら↓



Anniversary  
清瀬市

清瀬市は10月1日で  
市制施行55周年を  
迎えます

市報

# きよせ

発行：清瀬市 編集：経営政策部シティプロモーション課 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842 ☎042-492-5111 (代表) FAX 042-492-2415 メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp

清瀬市版  
ネウボラ※

## スマイルベビーきよせ



市ホームページ  
子育て情報

市は妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行う総合窓口である清瀬市版ネウボラ「スマイルベビーきよせ」のさらなる充実を図っています。妊娠中の不安や悩み、子育てについての困りごとなどの相談を専門職員がお受けします。

☎子育て支援課母子保健係 ☎042-497-2077

※ネウボラ…妊娠・出産から保健サービスと子育てサービスが一体となったワンストップで切れ目のないサポート体制のこと。

### 妊 娠 中

#### ◆スマイルベビー妊婦面接

妊娠の届出をされた妊婦さんを対象に、保健師などの専門職員が面接し、相談をお受けしています。転入された妊婦さんも対象です。



#### ◆プレママ準備クラス

助産師が、母乳育児や出産に向けての相談をお受けしています。先輩ママとの交流もできます。☑妊娠20週以降の妊婦さん

#### ◆両親学級

妊娠・出産・育児などに役立つ講座や沐浴体験、妊婦体験などができます。育児仲間をつくる機会にもなります。

### 経 済 的 支 援

#### ◆多胎児妊婦健康診査受診券助成

多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査を14回を超えて自費で受診した妊婦健康診査受診費用について1回5,000円を上限に助成します(上限5回分)。

☑15回以上の妊婦健康診査を受診し、健康診査日に清瀬市に住民登録がある方

#### ◆妊婦のための支援給付 新設

令和7年4月1日から、出産・子育て応援ギフトは妊婦のための支援給付に制度が変わりました。

**【給付対象】** 清瀬市に住民登録があり、他の自治体で交付を受けていない下記要件を満たす方。

**1回目の給付** = 医師による胎児の心拍が確認された妊婦。ただし、令和7年3月31日以前に出産された方や既に出産・子育て応援ギフトの交付を受けた方は対象外です。出産・子育て応援ギフトの交付を受けていない方で、医師による胎児の心拍が確認され、令和7年4月1日時点で妊娠中の方も対象となります。

**2回目の給付** = 令和7年4月1日以降に出産した方。流産や死産、人工妊娠中絶なども、医師による胎児心拍が確認されており、妊娠していた胎児の数を母子健康手帳で確認できる場合は対象となります(母子健康手帳で確認できない場合は診断書などにより証明が必要です)。

※令和7年3月31日以前に出産された方は対象外です。前制度の出産・子育て応援ギフトの対象となります。

#### **【給付額】**

**1回目の給付** = 50,000円

**2回目の給付** = 胎児の数 × 50,000円

現金給付の他、ギフトカードによる交付可

☑直接子育て支援課母子保健係窓口へ

※詳しくは市ホームページをご確認ください。

### 出 産 後

#### ◆こんにちは赤ちゃん事業

助産師や保健師、看護師が生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、お子さんの育て方やお母さんの健康など、日常生活全般についての相談をお受けします。



#### ◆産後ケア事業 拡充

産後のお母さんに寄り添う産後ケア事業のサービスを今年度から拡充しました。宿泊型、通所型、訪問型の3種類から選べます。訪問型は期間を延長しました。

#### ◆すくすく赤ちゃんクラス

助産師が授乳相談をお受けします。妊婦さんやママ同士の交流もできます。☑産後1~7か月未満のお母さんとお子さん

#### ◆ママヨガクラス

産後ヨガや助産師への相談、ママ同士の交流もできます。

☑産後1~7か月未満のお母さんとお子さん

#### ◆1歳児子育て相談会

お子さんの計測や子育て・栄養・母子の健康相談などについて専門職員が相談をお受けします。お子さんが1歳を迎える月に市から個別に通知を送付します。

#### ◆ファーストバースデーサポート

1歳を迎えたお子さんを養育する方で、アンケートにお答えいただいた方に、育児用品購入などで使えるQUOカードPayなどをプレゼントします。対象者には個別に通知を送付します。



### 経 済 的 支 援

#### ◆多胎児家庭移動支援

乳幼児健康診査や予防接種、母子保健事業などに参加する際に利用したタクシー料金の一部を助成します。

☑0歳~3歳未満の多胎児を養育する家庭

区分補助	対象期間	補助上限額	申請期限	回数
0歳児の間に利用したタクシー料金	出生日~1歳の誕生日の前日		1歳6か月を迎える前日まで	
1歳児の間に利用したタクシー料金	1歳の誕生日~2歳の誕生日の前日	いずれも24,000円	2歳6か月を迎える前日まで	各年齢につき1回のみ
2歳児の間に利用したタクシー料金	2歳の誕生日~3歳の誕生日の前日		3歳6か月を迎える前日まで	

子育て支援の事業については  
7面も併せてご確認ください！

### 清瀬市子育て世帯訪問支援員養成研修

市の受託事業として、支援を必要とする子育て家庭を訪問し、家事・育児などの支援を行うヘルパーを養成する講座です。

子ども・子育てに関する基本的な知識や傾聴・沐浴などの技術を身に付けることができます(6回連続講座)。

☑市内または隣接自治体に在住で、清瀬市内の子育て世帯に対する訪問支援員(子育てヘルパー)として活動を予定している方。先着20人

☑①6月14日(土) ②15日(日) ③28日(土) ④29日(日) ⑤7月12日(土) ⑥13日(日) (6回連続講座)

①・④・⑥ = 午前9時30分~午後3時30分

② = 午後1時~4時 ③・⑤ = 午後1時30分~4時

場 清瀬けやきホール他市内会場 費 無料 **【研修運営】** NPO法人ウイズアイ

☑☑申込みフォームまたはメールでNPO法人ウイズアイ

☎042-452-9765 ☑info@with-ai.netへ



申込み  
フォーム